

議事録（概要）

会議名	令和5年度 第3回芦屋町環境審議会					
開催場所	芦屋町役場 3階 31 会議室					
開催日時	令和5年 12月6日（水） 16：00～18：00					
委員の出欠	会長	松本 亨	出	委員	香田 一之	出
	副会長	福原 光次	出	委員	山下 高志	出
	委員	鶴原 修	出	委員	堤 裕嗣	出
	委員	福島 直人	出	委員	森 麻由美	欠
	委員	田中 太	出	委員	中西 新吾	出
議 事	(1) 第2次芦屋町環境基本計画（素案）について (2) 第2次芦屋町環境基本計画答申について (3) その他					
合意・決定事項	<p>○第2次芦屋町環境基本計画（素案）及び答申について 第2次芦屋町環境基本計画の素案について説明し、委員から意見をいただいた。今回いただいた意見を踏まえて内容を修正し、その後に松本会長に確認いただいた計画書を答申案とする。また、パブリックコメントを行った上で内容の修正を行い、計画策定を終える。策定した計画は次回の環境審議会にて委員に示す。</p> <p>○その他（芦屋町地球温暖化対策実行計画（区域施策編））について 芦屋町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案について説明し、委員から意見をいただいた。今回いただいた意見を踏まえて内容を修正し、松本会長に確認いただいた後に内容を修正して計画策定を終える。策定した計画は次回の環境審議会にて委員に示す。</p>					

令和5年度 第3回芦屋町環境審議会 議事録

1. 松本会長挨拶

芦屋町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、計画策定事業として残された時間があまりない中、本審議会にて素案が諮られる。委員の皆さまから本日も忌憚のないご意見をいただきたい。

2. 議題

(1) 第2次芦屋町環境基本計画（素案）について

第2次芦屋町環境基本計画の素案について、事務局より説明を行った。

（意見・質問）

・ 8頁「ヤブコウジ - スダジイ」や「シイ・カシ」の表記について、横棒と中黒は使い分けているのか。

⇒環境省の自然環境保全基礎調査において、植生の群集などを表す際に用いられる表記に合わせている。

・ 9頁「森林に関する法指定状況」について、町域の保安林は1箇所だけなのか。

⇒記載内容が適当か確認する。

・ 17頁「温室効果ガス排出量」について、本文の上から4行目「町域内の二酸化炭素排出量は、減少傾向にあり、2020年度時点で51,450t-CO₂です。」までが当該頁に関する内容である。以降の文章は18頁「二酸化炭素排出量の部門別割合」に関する内容であるため、文章を移動させてはどうか。

⇒ご意見を踏まえて修正する。

・ 22頁の表「廃棄物問題に関する国際的な取り組み」における2020（令和4）年の「第5回国連環境総会再開セッション」について、UNE5.2はUNEA5.2の脱字ではないか。

⇒脱字であるため修正する。

・ 25頁「地球温暖化対策計画の主要な対策・施策」について、「住宅建築部」と示されているが、地球温暖化対策計画に記載されているとおり「住宅や建築物」と示してはどうか。また、「③基盤的施策、国際協力の推進等」において「2050年までに100以上の『脱炭素推進地域の創出』」と示されているが、2050年ではなく2030年が正しいのではないか。

⇒ご意見を踏まえて修正する。

・ 25頁「気候変動適応計画」について、2023（令和5）年5月30日に一部変更が行われたことも記載してはどうか。

⇒ご意見を踏まえて修正する。

・ 26頁「国内の環境に関する取り組み」について、2018（平成30）年の「気候変動適応法案の公布」の「案」という記載は不要である。また、「第4次循環型社会形成推進基

本計画の閣議決定予定」の「予定」という記載も不要である。2020（令和2）年の「菅首相 2050 年脱炭素社会実現を目指すことを宣言」の「菅首相」の記載も不要ではないか。2021（令和3）年の「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布」について、令和4年度にも一部改正が行われている。2022（令和4）年の「脱炭素につながる新しい暮らしを創る国民運動の開始」について、当該運動の略称「デコ活」も記載してはどうか。当該頁の GX（グリーン・トランスフォーメーション）や 30by30 について、注釈を設けて補足説明を行ってはどうか。

⇒ご意見を踏まえて修正する。

- ・ 27 頁「福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合計画の7つの柱）」について、7つ柱の副題も示してはどうか。特に第5の柱「自然共生社会の推進」の副題は「生物多様性の保全・利用と『ワンヘルス』の実現」となっており、福岡県が推し進めているワンヘルスという文言が使われているため、副題も示して欲しい。また、ワンヘルスについて注釈を設けて補足説明を行ってはどうか。

⇒ご意見を踏まえて修正する。

- ・ 27 頁の「福岡県廃棄物処理計画の3つの基本方針」について、記載されている内容は当該計画の基本方針ではなく主要施策である。また、当該計画の中では主要施策に「持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進」などの項目が設定されている。当該計画の第6章の記載に倣ってはどうか。

⇒ご意見を踏まえて修正する。

- ・ 27 頁「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」の目標等に係る記載について、当該計画を掲載している福岡県 Web ページの記載に倣ってはどうか。

⇒ご意見を踏まえて修正する。

- ・ 33 頁「身近な環境に対する住民の評価」の絶対評価の基準について、「回答の割合が4段階で均等だった場合」という表現では分かりにくい。「回答の割合が4段階の中間だった場合」と修正してはどうか。また、基準の計算は個別回答を 2.5 点として扱っているのか。

⇒ご意見を踏まえて表現を修正する。基準の計算はご指摘のとおりである。

- ・ 78 頁以降の資料編について、前回の環境審議会からの修正事項として赤字で示されているが、事務局から修正事項に係る説明はないのか。

⇒88 頁以降の「環境基本計画の事業実績」は、芦屋町環境基本計画の中間見直し以降の事業の実施結果を示している。

- ・ 88 頁以降の「環境基本計画の事業実績」について、平成 26 年は事業の実施結果として何も示されていないにも関わらず評価が A と記載されている。事業の実施結果に関する記載が抜けているのか。

⇒記載内容を確認して修正を行う。

(2) 第2次芦屋町環境基本計画答申について

事務局から本審議会で挙げた意見を踏まえて第2次芦屋町環境基本計画の素案を修正し、その後に松本会長に確認いただいた計画書を答申案にしたいと委員に示したところ、異議はなかった。また、計画策定に係る今後のスケジュールとして、パブリックコメントを行った上で内容の修正を行い、次回の環境審議会にて策定を終えた計画書を委員に示すことを説明した。

(3) その他（芦屋町地球温暖化対策実行計画（区域施策編））について

芦屋町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定スケジュール等について、事務局より説明を行った。また、素案について計画策定業務委託の受託者（一般財団法人九州環境管理協会）より説明を行った。

事務局より本会議で挙げた意見を踏まえて芦屋町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案を修正し、松本会長に確認いただいた後に内容を修正して、策定を終えた計画書を次回の環境審議会にて委員に示すことを説明した。

（意見・質問）

- ・目次について、第2章が（1）（2）（4）となっているため修正すること。

⇒承知した。

- ・1頁に記載されている「生物季節」や「生態系サービス」について、注釈を設けて補足説明を行ってはどうか。

⇒ご指摘を踏まえて修正する。

- ・3頁の図5「世界の再生可能エネルギーの発電比率」について、「世界」と記載されているが実際はG8とカナダのみが示されている。ノルウェーは水力が95%を超えている。

⇒ご指摘を踏まえて修正する。

- ・20頁の図18「国・県基準と促進区域の関係」について、福岡県内の市町村の中には、大規模な市に限らず、促進区域の設定に係るゾーニングを行っている所がある。促進区域の設定について、芦屋町として今後どのような対応をとるか重要である。

⇒ご指摘ありがとうございます。

- ・30頁「人口、世帯数」にて「社人研」と示されているが、正式名称（国立社会保障・人口問題研究所）を示してはどうか。

⇒ご指摘を踏まえて修正する。

- ・31頁「土地利用」について、図36「土地利用現況図（2021年度）」の凡例の色と図35「地目別面積（民有林）」の凡例の色を合わせてはどうか。

⇒ご指摘を踏まえて修正する。

- ・36頁の図43「計画の位置づけ」について、第2次芦屋町環境基本計画及び芦屋町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に「策定中」と示されているが、計画策定を終

える年月を記入すること。

⇒承知した。

- ・ 37 頁の表 7 「対象とする温室効果ガスと部門等」について、廃棄物部門（一般廃棄物の焼却）の算定は北九州市の廃棄物も含めて行われているのか。

⇒芦屋町の廃棄物の排出量のみが温室効果ガスの算定対象となる。

- ・ 41 頁「二酸化炭素吸収量」について、当該内容も踏まえて町域の保安林の管理に取り組むということか。

⇒ご指摘のとおりである。

- ・ 44 頁の表 13 「芦屋町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル」について、芦屋町は海に近いが、洋上風力発電の導入に係る計画はないのか。

⇒現時点では計画はない。このため、将来の再生可能エネルギー導入量の推計では洋上風力発電を想定していない。

- ・ 49 頁から 62 頁の第 4 章「温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策・指標」にて事業者の取組が示されているが、この事業者は町内の事業者を指すのか。日本全体の事業者を指すのか。

⇒本計画の対象範囲は町内であるため、町内の事業者を想定して取組を示している。町内の事業者が実行することが難しい取組も現時点の素案には記載されているかもしれないため、今後のご指摘を踏まえて修正する。

- ・ 49 頁の図 49 「施策の体系図」の「循環型社会の形成」にて「太陽光パネルのリサイクルシステムに関する検討」と示されている。また、56 頁の町の取組の「太陽光パネルのリサイクルシステムに関する検討」として「太陽光パネルのリサイクルに関する情報を適宜収集し、適切な処理に努めます」と示されている。太陽光パネルは廃棄時に産業廃棄物となるため、「適切な処理に努める」という表現は町の取組として相応しくないのではないのか。リユースなどの情報収集を行い、当該情報を住民に還元するといった内容に修正した方が良いのではないのか。

⇒ご指摘を踏まえて修正する。

- ・ 50 頁の表 16 「再生可能エネルギー導入促進のための指標」における「再生可能エネルギー導入容量（累計）」の目標値について、2030 年度は約 7MW、2050 年度は約 12MW と掲げられているが、44 頁の表 13 「芦屋町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル」では町域の太陽光発電の導入ポテンシャルとして約 66MW と示されている。目標設定に問題はないのか。

⇒2030 年度の目標値は資源エネルギー庁「FIT 制度・FIP 制度 再生可能エネルギー導入申請」におけるデータを基に、これまでの町域の太陽光発電設備の年間平均導入数等を計算して設定した。2050 年度の目標値の設定にあたっては、カーボンニュートラルの実現に向けて 2030 年度から更に対策を加速化させる必要があると考え、太陽光発電協会の資料では 2050 年度は 2030 年度の 2.4 倍で太陽光発電設備を普及させる野

心的な目標が掲げられているが、本計画ではこれまでの町域の年間平均導入台数の1.5倍の普及を想定して計算を行った。

- ・56頁ではごみについて「排出量の抑制（Reduce リデュース）、再資源化（Recycle リサイクル）、再使用（Reuse リユース）という3Rを推進し」と示されているが、記載する順番はリデュース、リユース、リサイクルとした方が良いのではないか。

⇒ご指摘を踏まえて修正する。

- ・56頁に町の取組として「ペットボトル、ペットボトルキャップ、紙パック、食品トレイ、衣類、古紙、電池、蛍光灯、小型家電を対象に拠点回収を推進します」と示されている。北九州市ではペットボトルを分別回収しているが、芦屋町もそれに合わせて拠点回収から分別回収に取り組むことを検討するのか。今は、ペットボトルは燃えるごみとして出している。

⇒今はごみの拠点回収を推進しており、その中でペットボトルキャップを回収している。現段階では、ペットボトルの分別回収は考えていない。町のごみの回収は遠賀・中間地域広域行政事務組合が行っており、将来的にはペットボトルの分別回収も検討しなければならないと思っている。本計画では、ごみの拠点回収を推進していく旨で記載する予定。

- ・現時点の素案は、計画書として何%完成しているのか。

⇒8割程度完成している。計画書に記載する施策は庁内調整前であるため、適宜見直しを行う予定。

- ・計画書に記載する施策の庁内調整はこれから行うのか。

⇒庁内調整が必要であることは認識しているが、これまで調整を行えていない。計画策定に係る時間的な制約があるため、計画策定後に調整することを考えている。現段階の素案に示している施策は、町の各種計画を整理した内容や今後必要な内容が示されている。

- ・計画書として成果物になってから内容を調整するべきではない。施策について第6次芦屋町総合振興計画に記載されていないような深入りした文言も記載されている。計画策定までの時間的な制約があるとしても庁内調整は十分行って欲しい。

⇒承知した。

- ・具体的には、いつまでに計画の内容が固まっている必要があるのか。

⇒年内に内容が固まっていないと、計画策定事業として厳しい状況である。